

扶桑商工通信

令和5年6月号

発行 扶桑町商工会

SAKURA CAFE

SAKURA CAFEは、鮮やかなピンク色が目をひく建物のお店です。今回は店長の澤木陽子さんにお話を伺いました。

《SAKURA》という名前、店内のピアノや絵や澤木さんオススメの本、テラスには花が飾られており、澤木さんの人生や趣味が存分に取り入れられた素敵な空間でした。

また、店内の中心にはカラーボックスが置いてあり、1区画ずつをお客さんのスペースとして、オススメの本やハンドメイド作品の販売などができるようになっています。澤木さんの趣味だけでなく、お客さんの趣味も大切にし、発見を楽しんでいる様子がとても印象的でした。2階には1ドリンクで1時間利用できるスペースや定休日の日曜日にはお店も利用してイベントもできるようです。

多彩な趣味を活かし、イベントも定期的に開催しています。6月1日は朗読会、7月にはコーヒーセミナーとビートルズをみんなで歌ったりお話をする会などの開催を予定しています。



モーニング

イチオシのSAKURAブレンドはもちろん、モーニングやランチも楽しめます。素敵な空間とともに明るい澤木さんのお話とイベント情報も楽しみに足を運ばれてはどうでしょうか。



住所：丹羽郡扶桑町高木福
1430-1
TEL：080-5120-3437
営業時間：9:00～17:00
(終わりは目安)
定休日：日曜日

古民家晴

古民家晴は築40年の空き家をリノベーションし、親子でわくわくできる《大人も子供も晴れる場所》をコンセプトにした貸（レンタル）スペースです。元小児科看護師の横井さんが運営しています。ベビーマツサージ、ヨガ、料理教室など様々なイベントを開催しています。

子供のいるお母さんも自分のしたいことを実現できる場所を提供するため、お母さんやイベントのサポートなどを行っています。キッズスペースには、DIYが趣味のお義父様が手作りした滑り台や玩具などがあり、コンセプト



ト通り大人だけでなく子供もわくわくできる空間が広がっていました。また、イベント中は保育士さんがいるため、子供連れの講師の先生も安心して自分のしたいことができるのがうれしいとの声もあるそうです。

横井さんはもともと雑貨屋に行くのが好きだったけれど、子供連れだとゆっくり見れないと思ったことから、古民家晴では子供も飽きない工夫をした空間でハンドメイド雑貨等を販売しており、大人もゆっくり雑貨を見ることができません。ラッピングもしてくれるので、家用だけでなくプレゼントにもぴったりです！

今はまだリノベーションの途中だとおっしゃっていたので、完成するのが楽しみです。是非イベントの参加や雑貨を見に足を運ばれてはいかがでしょうか。しょう。



住所：扶桑町齋藤北山 123
営業時間：10:00～14:00
営業日：火、木、金曜日
お問い合わせ：
[kominka_hare\(Instagram\)](https://www.instagram.com/kominka_hare)
[kominkahare@gmail.com\(メール\)](mailto:kominkahare@gmail.com)

扶桑町商工通信で取り上げてほしい企業募集中。新商品や新サービスの開発など情報を発信したい方がおられましたら商工会まで。スタッフが取材に伺います。

【令和5年6月、7月の事業予定】

就職フェア

日時 6月8日(木) 正午～午後4時
場所 扶桑町中央公民館
日時 7月27日(木) ※オンラインのみ

半期源泉指導会(完全予約制)

日時 7月5日(水)・6日(木)
午前9時～12時
講師 間宮税理士、會津税理士
場所 扶桑町商工会館2階

イオン扶桑店「扶桑・犬山フェア」物産展

日時 7月7日(金)～9日(日)
午前10時～午後4時
場所 イオンモール扶桑1階
エスカレーター下周辺

電子帳簿保存セミナー

日時 7月24日(月)
午後4時～5時30分
講師 税理士 川村 貴浩氏
場所 扶桑町商工会館2階

仮想空間制作体験講習会

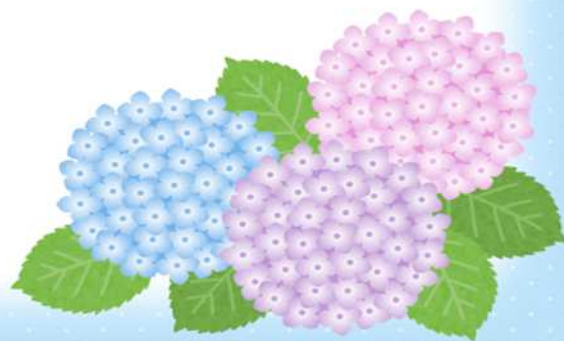
日時 7月28日(金)、8月4日(金)、
18日(金)、25日(金)
各日とも午後4時～5時30分
講師 武田 幹也氏
場所 扶桑町商工会館2階



仮想空間イメージ



昨年の物産展の様子



地域経済動向報告

景気動向指数、あいちの景気動向指数、中小企業景況調査報告書、OKB 景況指数により参照。

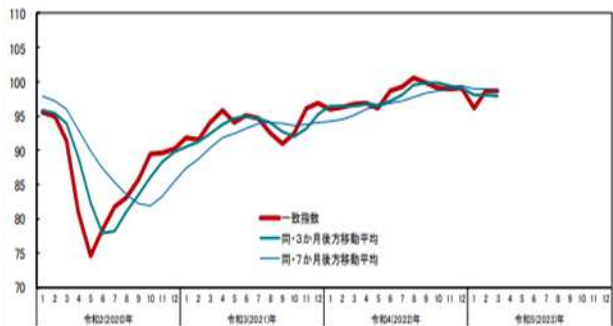
景気動向指数(CI一致指数)は、足踏みを示しているものの、あいちの景気動向指数は改善を示している。中小企業の業況判断DIは、3期ぶりに上昇した。

詳しくは扶桑町商工会 HP。

(<http://www.fusoci.jp/cyousa/cyousa.html>)

一致指数の推移

(平成27(2015)年=100)



安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

■ 契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

■ 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための退職金制度です!



小規模共済

検索